



加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業にかかる 補助金のご案内



加古川市は、自家消費する再生可能エネルギーの普及を促進し、市域の温室効果ガス排出量の削減を図るため、市内の敷地に設置する太陽光発電設備に対して補助を実施します。

補助対象事業

太陽光発電設備設置事業(自家消費型)

補助対象者

市税を滞納していないこと及び次のア、イのいずれかに該当する者

ア 市内に住民登録を有する個人(設備を導入する住宅に2か月以上居住している方)

イ 市内で事業を営む、又は営む予定の事業者

補助要件

- (1) 市内の敷地で実施する事業であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ア 中古設備の導入
 - イ 第三者所有型である電力購入契約(PPA モデル)又はリース契約による設備導入
 - ウ 他の法令又は予算制度に基づき国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入
 - エ 新築住宅への設備導入(住宅用のみ)
- (3) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (4) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- (5) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (6) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (7) FIT 又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- (8) 接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- (9) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- (10) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量は、当該太陽光発電設備で発電する電力量の一定の割合(住宅用:30%、事業用:50%)以上とすること。
- (11) 発電量の計測及び記録機器等を導入すること。
- (12) 過去に同じ要綱での補助金を受けていないこと。

補助金額

- (1) 住宅用太陽光発電設備(自家消費型)
最大出力※(kW 表示の小数点以下切捨て)×14 万円/kW(上限3kW、42 万円)
- (2) 事業用太陽光発電設備(自家消費型)
最大出力※(kW 表示の小数点以下切捨て)×6万円/kW を乗じた額(上限 40kW、240 万円)
※最大出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい方が対象

申請時の提出書類

- (1) 加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金交付申請書
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 導入する設備の仕様及び設置場所が分かる資料(カタログ、配置図、位置図、写真等)
- (4) 発電電力消費計画書
- (5) 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる資料
- (6) 年間発電見込量及び年間自家消費電力見込量が分かる資料(施工事業者によるシミュレーション等)
- (7) 誓約書
- (8) 加古川市市税確認承諾書
- (9) 運転免許証、マイナンバーカード又は住民票の写しなど市内に住民登録を有することが確認できる書類の写し(住宅用に限る)
- (10) 委任状(手続きを委任する場合)
- (11) その他市長が必要と認める書類

申請期間

- (1) 住宅用
令和 7 年 4 月 1 日(火) から 令和 8 年 3 月 31 日(火)
- (2) 事業用
令和 7 年 4 月 21 日(月) から 令和 8 年 1 月 5 日(月)

注意事項

- ★申請は事前申請制です。既に対象設備の設置に係る契約を締結している場合や工事等に着手している場合は、補助の対象外となります。
- ★申請は郵送でも受付しますが、書類に不備がある場合等は時間を要しますので、十分に内容を確認してから提出してください。なお、郵送料は自己負担でお願いします。
- ★予算額に達し次第、受付を終了します。
- ★事前に予告なく受付を終了する場合があります。

その他

- ★市ホームページ上の「補助金交付要綱」等も参照してください。



市ホームページ URL

〇問合せ先・提出先

加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)

電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569

電子メール:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp